

社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会  
ひとり暮らし昼食会事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内に居住する高齢者ひとり暮らし世帯を対象に、食事会を通じて、外出の機会の確保及び支援、当事者同士の交流を広げ、もって福祉の増進を図る事を目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会（以下、「外ヶ浜町社協」という。）とする。

(対象となる世帯)

第3条 外ヶ浜町に居住し、かつ75歳以上のひとり暮らし世帯とする。

(対象外となる世帯)

第4条 世帯分離等で住民票ではひとり暮らし世帯だが、実際に家族等と同居している方は対象外とする。

(利用対象者の受付、把握、確認)

第5条 対象者本人、家族からの申し出、自治会、民生委員、行政等の関係機関からの報告により受付し、把握、確認する。

(対象者名簿の作成、管理)

第6条 外ヶ浜町社協は、対象者名簿を作成し、必要の都度、更新する。名簿の取扱いには十分に注意し、適正に管理する。

(事業の実施内容)

第7条 昼食の提供、当事者同士や関係者との交流、入浴、体操やレクリエーションを主な実施内容とするが、その都度、当事者との話し合いの中から必要と思われるものを実施する。

(事業の実施会場)

第8条 事業の主な実施会場は、外ヶ浜町総合福祉センター「などわーる」とする。

(実施回数)

第9条 概ね年6回、2か月に1回の頻度とする。

(利用料)

第10条 1回の開催につき、500円とする。

(経過措置)

第11条 この要綱の施行日以前に登録している利用者が75歳未満の方は、第3条に関わらず利用できるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業に関する事項は、その都度協議し、定めるものとする。

付則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。